写

基労補発第0729001号
平成２０年７月２９日

社団法人　日本鍼灸師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

（別添）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

（平成20年8月1日以降の施術）

初検料			2,250円	注　当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する
往療料			2,230円	注1　往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2　夜間往療については、所定金額（注1による加算金額を含む。）の100分の100に相当する金額を加算する。 3　2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
施術料	はり・きゅう	1術の場合	1日1回限り 2,510円	注　傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		2術（はり・きゅう併用）の場合	1日1回限り 3,940円	
	マッサージ	マッサージを行った場合	1日1回限り 2,510円	注　特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	1回につき 90円加算	
		変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 530円	
	はり又はきゅうとマッサージの併用		1日1回限り 3,940円	注　傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法			1日1回限り 550円加算	注　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあっては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。
休業証明料			1件につき 2,000円	休業（補償）給付請求書における証明

（参考）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定内容

1　往療料

2,240円　→　2,230円

2　施術料

（1）はり、きゅう

①1術の場合　2,500円　→　2,510円

②2術（はり、きゅう併用）の場合　3,930円　→　3,940円

（2）マッサージ

①マッサージを行った場合　2,500円　→　2,510円

（3）はり又はきゅうとマッサージの併用

3,930円　→　3,940円

写

基発第 0729002 号
平成 20 年 7 月 29 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和 57 年５月 11 日付け基発第 326 号－１通達により取り扱っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る療養費の支給基準が改正されたこと等に伴い、その一部を改め、別添のとおりとし、本年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

写

基労補発第0729001号
平成20年７月29日

社団法人　全日本鍼灸マッサージ師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

（別添）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

（平成20年8月1日以降の施術）

初検料			2,250円	注　当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する
往療料			2,230円	注1　往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2　夜間往療については、所定金額（注1による加算金額を含む。）の100分の100に相当する金額を加算する。 3　2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
施術料	はり・きゅう	1術の場合	1日1回限り 2,510円	注　傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		2術（はり・きゅう併用）の場合	1日1回限り 3,940円	
	マッサージ	マッサージを行った場合	1日1回限り 2,510円	注　特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	1回につき 90円加算	
		変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 530円	
	はり又はきゅうとマッサージの併用		1日1回限り 3,940円	注　傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法			1日1回限り 550円加算	注　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあっては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。
休業証明料			1件につき 2,000円	休業（補償）給付請求書における証明

（参考）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定内容

1　往療料

2,240円　→　2,230円

2　施術料

（1）はり、きゅう

①1術の場合　2,500円　→　2,510円

②2術（はり、きゅう併用）の場合　3,930円　→　3,940円

（2）マッサージ

①マッサージを行った場合　2,500円　→　2,510円

（3）はり又はきゅうとマッサージの併用

3,930円　→　3,940円

写

基発第 0729002 号
平成 20 年 7 月 29 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和 57 年５月 11 日付け基発第 326 号－１通達により取り扱っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る療養費の支給基準が改正されたこと等に伴い、その一部を改め、別添のとおりとし、本年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

写

基労補発第0729001号
平成20年7月29日

社団法人　日本あん摩マッサージ指圧師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

（別添）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

（平成20年8月1日以降の施術）

初検料			2,250円	注　当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する
往療料			2,230円	注1　往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2　夜間往療については、所定金額（注1による加算金額を含む。）の100分の100に相当する金額を加算する。 3　2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
施術料	はり・きゅう	1術の場合	1日1回限り 2,510円	注　傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		2術（はり・きゅう併用）の場合	1日1回限り 3,940円	
	マッサージ	マッサージを行った場合	1日1回限り 2,510円	注　特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	1回につき 90円加算	
		変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 530円	
	はり又はきゅうとマッサージの併用		1日1回限り 3,940円	注　傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法			1日1回限り 550円加算	注　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあっては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。
休業証明料			1件につき 2,000円	休業（補償）給付請求書における証明

（参考）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定内容

１　往療料

2,240円　→　2,230円

２　施術料

（１）はり、きゅう

①１術の場合　2,500円　→　2,510円

②２術（はり、きゅう併用）の場合　3,930円　→　3,940円

（２）マッサージ

①マッサージを行った場合　2,500円　→　2,510円

（３）はり又はきゅうとマッサージの併用

3,930円　→　3,940円

写

基発第 0729002 号
平成 20 年 7 月 29 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和 57 年５月 11 日付け基発第 326 号－１通達により取り扱っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る療養費の支給基準が改正されたこと等に伴い、その一部を改め、別添のとおりとし、本年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

写

基労補発第0729001号
平成２０年７月２９日

社会福祉法人　日本盲人会連合会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

（別添）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

（平成20年８月１日以降の施術）

初検料			2,250円	注　当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する
往療料			2,230円	注１　往療距離が片道２キロメートルを超え８キロメートルまでの場合については２キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道８キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 ２　夜間往療については、所定金額（注１による加算金額を含む。）の100分の100に相当する金額を加算する。 ３　２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
施術料	はり・きゅう	１術の場合	１日１回限り 2,510円	注　傷病部位が２以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		２術（はり・きゅう併用）の場合	１日１回限り 3,940円	
	マッサージ	マッサージを行った場合	１日１回限り 2,510円	注　特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	１回につき 90円加算	
		変形徒手矯正術を行った場合	１肢につき 530円	
	はり又はきゅうとマッサージの併用		１日１回限り 3,940円	注　傷病部位が２以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法			１日１回限り 550円加算	注　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあっては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、１日に２回以上又は２種類以上の電気・光線器具を使用しても１回として算定する。
休業証明料			１件につき 2,000円	休業（補償）給付請求書における証明

(参考)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定内容

1　往療料

2,240円　→　2,230円

2　施術料

（1）はり、きゅう

①1術の場合　2,500円　→　2,510円

②2術（はり、きゅう併用）の場合　3,930円　→　3,940円

（2）マッサージ

①マッサージを行った場合　2,500円　→　2,510円

（3）はり又はきゅうとマッサージの併用

3,930円　→　3,940円

写

基発第 0729002 号
平成 20 年 7 月 29 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和 57 年５月 11 日付け基発第 326 号－１通達により取り扱っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る療養費の支給基準が改正されたこと等に伴い、その一部を改め、別添のとおりとし、本年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

写

基労補発第0729002号
平成20年７月29日

都道府県労働局
労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成20年７月29日付け基発第0729002号通達により示され、この労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。

写

基労補発第0729001号
平成２０年７月２９日

社団法人　日本鍼灸師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

写

基労補発第0729001号
平成20年７月29日

社団法人　全日本鍼灸マッサージ師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

写

基労補発第0729001号
平成２０年７月２９日

社団法人　日本あん摩マッサージ指圧師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

写

基労補発第0729001号
平成20年７月29日

社会福祉法人　日本盲人会連合会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

写

基労補発第0729003号
平成20年７月29日

財団法人労災保険情報センター
専務理事　菊　入　閲　雄　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成20年７月29日付け基発第0729002号通達により示され、この労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準によることとされたので、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。

写

基労補発第0729001号
平成２０年７月２９日

社団法人　日本鍼灸師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

写

基労補発第0729001号
平成20年7月29日

社団法人　全日本鍼灸マッサージ師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年8月1日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

写

基労補発第0729001号
平成２０年７月２９日

社団法人　日本あん摩マッサージ指圧師会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

写

基労補発第0729001号
平成20年７月29日

社会福祉法人　日本盲人会連合会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年８月１日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。